

乳児等通園支援事業の認可及び確認（利用定員）に関する意見聴取について

1. 趣旨

児童福祉法第34条の15第4項において、「市町村長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と規定されている。

また、令和8年度以降の乳児等通園支援事業において確認申請があつた場合には、子ども・子育て支援法第54条の2第3項により、「市町村長は、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められている。

上記規定を踏まえ、京丹後市子ども未来まちづくり審議会において意見聴取を行うものである。

2. 実施施設

No.	施設名	所在地	電話番号	実施方法
1	ゆうかり子ども園 (民営)	京丹後市峰山町杉谷 283	0772-62-0343	余裕活用型
2	大宮北保育所(公設 民営)	京丹後市大宮町河辺 4713-8	0772-68-1471	余裕活用型
3	あみの夢こども園 (民営)	京丹後市網野町網野 721	0772-72-0619	余裕活用型
4	こうりゅう虹こども 園(民営)	京丹後市久美浜町永留 246-4	0772-84-0221	余裕活用型
5	峰山こども園(公立)	京丹後市峰山町長岡 1677-2	0772-69-1155	余裕活用型
6	大宮こども園(公立)	京丹後市大宮町周枳 167	0772-68-3005	余裕活用型
7	網野こども園(公立)	京丹後市網野町小浜 133	0772-72-4422	余裕活用型
8	丹後こども園(公立)	京丹後市丹後町間人 300	0772-75-8030	余裕活用型
9	弥栄こども園(公立)	京丹後市弥栄町木橋 551	0772-65-0121	余裕活用型
10	かぶと山こども園 (公立)	京丹後市久美浜町浦明 570-1	0772-83-2177	余裕活用型

【事業実施計画の概要】

- ・事業開始日：令和8年4月1日
- ・受入年齢：生後6か月～満3歳未満
- ・実施日：月～金曜日（土日祝、盆期・年末年始ほか提供しない日あり）
- ・実施時間：9時00分～16時00分
- ・給食提供：あり（アレルギー対応は施設により異なる）
- ・障害児等の受入可否：施設の受入体制や障害の程度による
- ・利用料金：1時間当たり300円

【その他特記事項】

- ・全ての実施施設で一時預かり事業を実施しており、一時保育のノウハウがある。
- ・全ての実施施設が認可保育施設であり、通常保育の利用定員の空き枠の範囲内で当該事業の利用児童を受け入れることからすると、認可基準の施設の面積基準及び保育士の配置基準は満たしていると考えられる。

3. 乳児等通園支援事業の利用定員

No.	施設名	1時間当たりの利用定員				1月当たりの 利用定員
		0歳児	1歳児	2歳児	合計	
1	ゆうかり子ども園 (民営)	2	2	2	6	84
2	大宮北保育所(公設 民営)	2	2	2	6	84
3	あみの夢こども園 (民営)	1	3	3	7	98
4	こうりゅう虹こども 園(民営)	1	2	2	5	70
5	峰山こども園(公立)	1	2	2	5	70
6	大宮こども園(公立)	1	2	2	5	70
7	網野こども園(公立)	1	2	2	5	70
8	丹後こども園(公立)	1	2	2	5	70
9	弥栄こども園(公立)	1	2	2	5	70
10	かぶと山こども園 (公立)	1	2	2	5	70
計		12	21	21	54	756

※第3期子ども・子育て支援事業計画における利用見込み（R7年3月末時点）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み人数	22	20	19	19